

北アルプス広域連合職員措置請求書

北アルプス広域連合長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

ごみ処理施設用地の隣接で、河川調査ならびにボーリング調査が行われようとしています。

この調査は、一つ、住民の合意がない。二つ、規定予算外の不当な契約である。三つ、調査の必要性及び効果が十分検討されていない。

ゆえに、北アルプス広域連合長は事務の執行において、最小の経費で最大の効果をあげる規定を逸脱し、たいせつな税金の無駄使いをしている。

一つめの、「住民の合意がない」ままに、調査を「生活環境影響調査」の名目で行おうとしていますが、住民説明会では、「生活環境影響調査及び測量・地質調査についての、合意をいただいた上で、地権者のかたからの了解をいただき、調査に入ることとなります」と説明されてきたにも関わらず、住民の合意を得ることなく、「生活環境影響調査」の手続き無視であり、絶対に容認できません。

また、「生活環境影響調査の実施にあたっては、調査項目等に関して住民の皆様からのご意見をいただき、実施することとし」とも、説明されているにもかかわらず、住民の意見を聞くことなく一方的な決定であります。

「住民の合意」を得る取り組みを、何ひとつしないで、調査をすすめることは、北アルプス広域連合の暴挙であると申し上げねばなりません。

(「ごみ処理施設候補地に係る説明会／主な質問に対する広域連合の考え方」 Q41=A41)

— 事実証明書 ①

「白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会」および、エコーランド地区が行った、北アルプス広域連合のごみ処理建設計画の「白紙撤回」を求める署名が白馬村全村民の51.2%に達しました。このことは、候補地飯森の調査を必要としない民意の表明だと考えます。

(19年11月22日に「白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会」が北アルプス広域連合長に提出した要望書)

— 事実証明書 ②

同様に、6月28日に候補地飯森に隣接するグリーンスポーツ(憩いの森)の地権者20名がごみ処理建設計画の「白紙撤回」を求める陳情書を白馬村議会議長に提出。7月27日には深空地区が「白紙撤回」を求める意見書を北アルプス広域連合長、白馬村村長提出。この2件の事例も候補地飯森の調査を必要としない民意の表明だと考えます。

(6月28日提出の地権者の陳述書と7月27日提出の深空地区の意見書)

— 事実証明書 ③

また、「ごみ処理施設候補地に係る説明会／主な質問に対する広域連合の考え方」（その2）においても、「住民の皆様のご理解を得て生活環境影響調査についての同意をいただき実施いたします」と、重ねて説明されてきています。

（ごみ処理施設候補地に係る説明会／主な質問に対する広域連合の考え方（その2））14-③・14-④）
— 事実証明書 ④

二つめは、規定予算外の不当な契約であります。

河川敷地内における活断層及び副断層の確認をするための調査で、既決予算の、委託料の生活環境影響調査の中で計画するとあるが、生活環境影響調査の予算には、河川調査・ボーリング調査は計上されていません。明白な予算の目的外使用であります。

（平成19年度北アルプス広域連合会計予算書）
— 事実証明書 ⑤

（「ごみ処理施設候補地に係る説明会／主な質問に対する広域連合の考え方」 A41・A42）
— 事実証明書 ⑥

三つめ。今回の調査は、その必要性及び効果が十分検討されていません。

活断層からの距離については、「活断層の真上及びその両側50mを除外要件とする」と説明されてきていました。

（「ごみ処理施設候補地に係る説明会／主な質問に対する広域連合の考え方」 Q6・A6）
— 事実証明書 ⑦

今回の調査は姫川河川敷地内で行われます。ならば、調査をして、河川敷地内に「活断層」が有っても、無くても、河幅、約30mであるなら候補地敷地から、「活断層の真上およびその両側50mを除外要件」の、場所での調査ゆえ、調査の必要性及び効果を期待できないと考えます。税金を使っただけで、まったく無駄で無用な調査でしかありません。

今回の、河川調査ならびにボーリング調査は不当な契約です。

北アルプス広域連合長は①河川調査 ②ボーリング調査 合計 1,522,500円の契約を破棄するとともに事業の中止及び支出の差し止めを求めます。

（契約書、入札経過書）
— 事実証明書⑧、⑨

